事務連絡

令和２年４月３０日

県内各相談支援事業所　代表者　様

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る令和２年度三重県相談

支援従事者現任者研修の中止と相談支援専門員の臨時的な取扱いについて

障がい福祉サービスの推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて当県ホームページで研修日程を案内しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止いたします。

なお、相談支援専門員については、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）若しくは指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）に定める内容以上の現任研修を修了し、研修を修了した旨の証明書の交付を受けていること等が要件とされていますが、臨時的に以下のとおり取扱うことができることといたしますので、ご了知ください。

記

１　対象者　別紙１のとおり

２　期間　　別紙１のとおり

３　取扱い内容　別紙１のとおり

参考

・令和２年２月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る 相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて)

事務担当

三重県子ども・福祉部障がい福祉課

地域生活支援班　出口

TEL：０５９－２２４－２２１５

FAX：０５９－２２８－２０８５

E-mail:degucf00@pref.mie.lg.jp

別紙１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **対象者** | **期間** | **取扱い内容** |
| 「平成22年度三重県相談支援従事者初任者研修（５日間）」を修了し、平成23年度～平成27年度に実施された「相談支援従事者現任研修」を修了した者のうち、平成28年度～平成31年度に実施された「相談支援従事者現任研修」を修了していない者。 | 令和４年３月末まで | 対象者について、左記期間は相談支援従事者現任研修を修了したものとみなして、相談支援専門員としての配置を可能とする。ただし、左記期間以降も引き続き相談支援専門員として配置する場合は、左記期間内に相談支援従事者現任研修を修了すること。 |
| 「平成23年度三重県相談支援従事者初任者研修（５日間）」を修了し、平成24年度～平成28年度に実施された「相談支援従事者現任研修」を修了した者のうち、平成29年度～平成31年度に実施された「相談支援従事者現任研修」を修了していない者。 | 令和５年３月末まで |
| 「平成27年度三重県相談支援従事者初任者研修（６日間）」を修了した者のうち、平成28年度～平成31年度に実施された「相談支援従事者現任研修」を修了していない者。 | 令和４年３月末まで |
| 「平成28年度三重県相談支援従事者初任者研修（６日間）」を修了した者のうち、平成29年度～平成31年度に実施された「相談支援従事者現任研修」を修了していない者。 | 令和５年３月末まで |